

4-8 報酬・料金等の課税状況

	人 員	支 払 金 額	源泉徴収税額	
	人	千円	千円	
法第 204条 該 当	原稿料、作曲料、放送謝金等の報酬又は料金	674,081	127,112,874	14,045,447
	弁護士、税理士等の報酬又は料金	594,289	456,039,095	49,647,078
	診療報酬	24,335	501,146,828	44,921,076
	職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料金	584,047	504,078,599	26,145,826
	芸能等についての出演等の報酬又は料金	77,235	46,764,168	5,084,248
	バー、キャバレーのホステス等の報酬又は料金	56,908	59,021,582	3,717,762
	契約金・賞金	6,627	10,590,424	675,169
	計	2,017,522	1,704,753,570	144,236,606
法第 203条の2該当 (公 的 年 金 等)	1,751,247	703,313,549	19,368,828	
法第 207条該当 (生命保険契約等に基づく年金)	668,475	318,668,561	2,928,887	
法第 174条該当 (芸能人の役務提供法人等の報酬又は料金)	7,645	28,155,850	2,734,658	
※ 合 計	4,444,889	2,754,891,530	169,268,979	
災 害 減 免 法 に よ り 徴 収 猶 予 し た も の	
※ 12 年 分	3,611,683	2,597,678,500	166,945,308	
※ 11 "	3,568,686	2,620,209,142	163,868,470	
※ 10 "	3,568,425	2,687,456,866	161,359,990	
※ 9 "	3,565,308	2,787,882,500	173,300,308	

調査対象等：報酬・料金等の支払者から平成14年4月30日までに提出された「法定調書合計表（報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書）」に基づいて作成した。

(注) この表は、標本調査に基づく推計値である。